

ちばやあかさか

▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和52年9月30日現在)

世帯数	1,378戸
人口	5,829人
男	2,816人
女	3,013人

第63号 発行 千早赤阪村役場 電話 (07217) 2-0081代 編集 観光課 (07217) 2-1447 印刷 東野印刷



事故のない楽しい

秋祭りにしましょう

今年も秋祭りの季節となりました。

ました。

事故のないよう村民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

〔今月号の内容〕

◆秋祭り	1頁	◆ごみの区分収集にご協力を	6頁
◆議会の動き	2頁	◆小さな善意が一千億円	7頁
◆中小企業あっせん融資の案内	2頁	◆職員採用	7頁
◆年金制度は通算されます	2頁	◆高令者を雇おう生かそう知識と経験	7頁
◆昭和五十二年度国民健康保険料きまる	3頁	◆無料税務相談所の開設について	7頁
◆被保険者証交ります	3頁	◆わが家の地震対策	8頁
◆料理飲食等消費税	4頁	◆千早赤阪村母子家庭給付金申請について	8頁
◆特別徴収義務者のみなさんへ	5頁	◆善意銀行	8頁
◆村税メモ	6頁	◆祝電はお早目に	8頁
◆奥千早診療所移転	6頁		

議会の動き

昭和五十二年千早赤阪村議定例会は、九月十九日から二十二日までの四日間の会期により開催し、昭和五十二年度千早赤阪村一般会計歳入歳出予算を初め、補正予算が三件と、条例の制定が二件、条例の改正が四件、決議案三件の全部で十二案件が提案上程され、提出案件はすべて本会議で慎重審議され、その結果いずれも原案とおり可決・採択されました。

▽第三十四号議案(即日原案可決)
千早赤阪村総合計画審議会条例の制定の件

▽第三十五号議案(即日原案可決)
千早赤阪村中小企業融資あっ旋条例の制定の件

▽第三十六号議案(即日原案可決)
千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正の件

▽第三十七号議案(即日原案可決)
千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正の件

▽第三十八号議案(即日原案可決)
千早赤阪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正の件

▽第三十九号議案(即日原案可決)
千早赤阪村国民健康保険条例の改正の件

▽第四十号議案(即日原案可決)
昭和五十二年度千早赤阪村一般会計歳入歳出予算補正の件

(補正額三千七百七十六万一千円を追加して、歳入歳出の総額を八億五千六百六十九万七千円とする。)

▽第四十一号議案(即日原案可決)
昭和五十二年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算補正の件

(事業勘定に補正額三十万三千円を追加して、歳入歳出の総額を一億五千二百四十五万一千円とする。)

▽第四十二号議案(即日原案可決)
昭和五十二年度千早赤阪村水道事業会計予算補正の件

(収益的収入及び支出に補正額五百四万一千円を追加して、収益的収入及び支出ともに四千八百五十四万八千円とすること。)

中小企業あっせん 融資の案内

融資の案内

千早赤阪村では、小規模の工場やお店等を営んでおられる方で、平素金融機関と取引のうれる方に、中小企業信用保証制度にもとづき信用保証協会の保証付で、事業に必要な資金のあつ旋を金融機関に対し行ないます。

この申込み手続は簡単にでき、すので必ずご自身でお申込みください。

★申込人の資格

A 営業経歴と業種

左記に掲げる以外の事業を千早赤阪村において六ヶ月以上営んでいるもので本村に居住している者。

(対象にならない業種)

農林漁業・金融業・代理業・仲介業・遊興娯楽業・自由業・宗教法人・学校法人・非営利団体などは、申込みできません。

★融資の規模

B 事業の規模

①資本の額又は、出資の総額が三〇〇万円以下の会社

②常時使用する従業員の数が二〇人(商業又は、サービス業については一〇人)以下の会社・個人

C 融資の対象としない場合

左記のいずれかに該当する場合は、この融資を受けられません

①信用保証協会において代位弁済中、または代位弁済完了後原則として六ヶ月を経過していない場合(その保証人を含む)

②不渡処分を受け、金融機関と取引停止中の場合

③原則として、他の信用保証協会で無担保無保証人の保証を受けている場合

④融資対象設備を千早赤阪村外に設置する場合

⑤許認可および登録等を必要とする事業で当該許認可および登録を受けていない場合

★融資限度額

一事業者について三〇〇万円まで。

★資金使途

運転資金又は、設備資金とするただし、転貸資金を除く。

★融資期間 三年以内

★返済方法 六ヶ月目より毎月分割返済

★貸付利率および信用保証料

①貸付利率 年七・七%

②信用保証料 保証料は、保証協会において定める利率とする。

★取扱金融機関(五十音順)

三和銀行・住友銀行・大和銀行の各富田林支店

★連帯保証人

個人・会社とも一名以上

★申込に必要な書類

①申込人及び連帯保証人の納税証明

②申込人及び連帯保証人の印鑑証明

★受付期間

昭和五十二年十月末日まで及び昭和五十三年二月末日とする。

ただし、融資残高が一定額に達したときは受付を中止する。

★融資枠

総額 五二〇〇万円

★受付場所

千早赤阪村役場産業建設課商工係 電話 二一〇〇八一

なお詳細についてはお問い合わせください。

案内書を送付致します

○年金制度は 通算されます

みなさんの中には、途中で職業がかわり、それまで加入していた年金制度を変えたという人はいませんか。

わが国には、国民年金のほかに厚生年金や共済組合など八つの公的年金制度があります。

これらの制度から老令年金を受けるには、それぞれの制度で20年または25年という定められた期間以上加入していることが必要とされています。

しかし、これでは職業の都合で途中から他の年金制度に移った場合には、老令年金の最低必要年数に達しないため、老令年金が受けられないことにもなります。

そこで、二つ以上の年金制度の間を異動した場合でも、それぞれの加入期間をつなぎあわせ、それが一定期間以上あれば年金が受けられるという通算年金制度が設けられています。

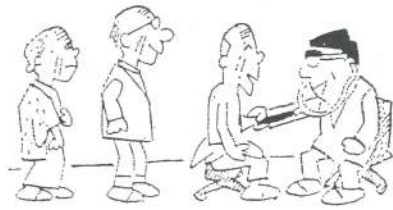
これにより、各年金の加入期間がそれぞれ不足したため、年金が受けられなかった人でも、加入期間に応じて加入していたそれぞれの年金制度から通算老令年金が支給されるようになっていきます。

したがって国民年金から他の制度に移った時や、他の制度から国民年金に移った時は忘れずに役場国民年金係に届け出てください。



昭和五十二年度

国民健康保険料きまる



◎国民健康保険とは

(1) 医療保険制度

わたくしたちは、常に健康で文化的な生活を送りたいと願っています。しかしながら、身体はなまみのものですから、いつ病気がケガをするかわかりません。

そこでこのような不時の出費に備えて、日頃からみんながそれぞれの収入に応じてお金をしあい医療費にあて、生活の安定をはかるという目的でつくられたのが医療保険制度です。

(2) 国民健康保険

すべての国民がなんらかの医療保険に加入することを義務づけられています。国民の多数を占める農林業・小企業（五人未満）や自営業等に従事している人を対象にしているのが国民健康保険であります。

本村の人口五・七八〇人中、国民加入者数二・二九九人（三九・八

％）です。

(3) 国保の運営

現在の国保制度では、医療費は原則として国の補助金と一部負担金（診療時にお医者さんにお支払う額三〇％）及び皆さんのかけていただく保険料とによって運営される仕組みになっています。

昭和五十一年度決算見込では、総額一・三二・四一六千円中国の負担補助金は七三・一九八千円で全体の五五・七％（うち医療費六八・九五・一千円事務費等四・二四七千円）府の補助金一・八八・三千円（一・四％）保険料四一・六六・〇千円（三・一七％）、その他四・四三・五千円（三・四％）となっています。

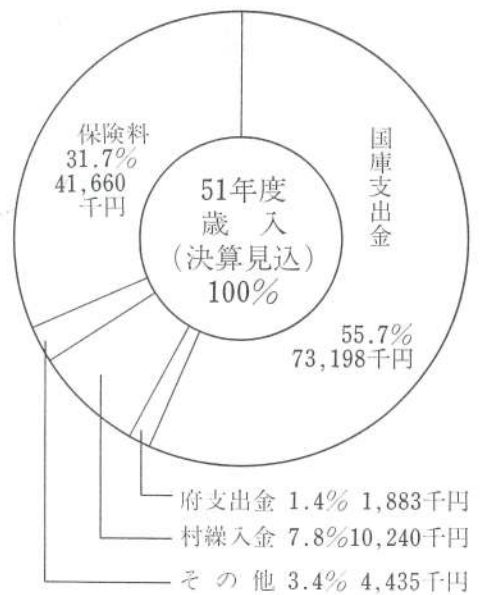
しかし以上の収入では運営できませんので、村の一般会計より一〇・二四・〇千円（七・八％）を繰り入れてもらっています。

(4) 増える医療費と国保財政

国保制度は健康で明るい生活のためになくてはならない制度ですが、最近深刻な財政危機に直面しています。これは受診率の上昇、老人医療無料化による波及、高額



持ちこたえられるか・・・？



します。（仮算定）

そして十月一日現在で、年間保険料額を確定し（本算定）九月分までの金額を差し引き、その残額が十月分以降の保険料となります。

(2) 五十一年度の保険料額

国保財政の赤字に悩む自治体の中において、おかげで本村は皆様のご協力により、五十一年度決算（見込）は実質黒字であります。しかし昭和五十一年度において保険料を据置いたため、昭和五十一年度では一般会計より一〇・二四〇千円の繰入をしていただいてもなお四〇％という高率上昇のやむなきに至りました。

◎保険料の算定

(1) 保険料の算定方法

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために、各市町村に国民健康保険運営協議会がおかれています。年度はじめに村長は、皆様の代表である運営委員に諮問し保険料を決定します。

保険料は所得割・資産割・均等割・平等割により算出されますが年度はじめには所得額が決定していませんので、四月から九月までの半年分の保険料につきましては前年度保険料額の二分の一といた

③均等割（被保険者一人当り）
八・一〇〇円

④平等割（一世帯当り）
二・二七五〇円

計 算 例	
所得割	1,000,000円×100分の2・5=25,000円
資産割	25,000円×100分の76・5=19,250円
均等割	8,100円×4人=32,400円
平等割	12,750円=12,750円
本年度決定額	89,400円
前期分（仮算定保険料額4～9月までの保険料）	35,000円
後期分（10～3月までの保険料）	54,400円
※保険料の賦課限度額	150,000円

本年度の保険料は以上の通り確定させていただきましたので、社会福祉の充実と、国保運営の健全化のため相互扶助の精神を以てご協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

被保険者証が
変わります

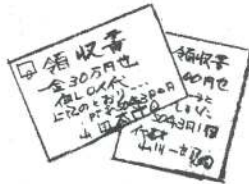
国民健康保険被保険者証が次の通り変わりますのでご注意ください

- ◆更新期日 五十一年十一月一日
- ◆更新実施期日 五十一年十月二十五日～三十一日まで

◎現在ご使用の被保険者証（桃色）は、十月三十一日限り無効となります。十一月一日より新被保険者証に変わりますので更新の際には必ず旧被保険者証と印鑑を持って保険課までお越しください。

料理飲食等消費税

消費者のみなさんへ



公給領収証は

あなたの納税証です



大阪府

公給領収証は

経費支出の

大切なしるしです

●料理飲食等消費税は……

料理店、バー、レストラン、飲食店、旅館などで遊興、飲食、宿泊休憩、などをした場合に、お客さんにかかります。

●料理飲食等消費税は……

店の経営者が、特別徴収義務者として、お客さんから料金と税金を領収して公給領収証をお渡しするとともに、税金を大阪府へ納めることになっています。

●公給領収証を……

受け取ることによって、あなたが支払った税金が正しく大阪府へ納められますので、必ず公給領収証をお受け取りください。

消費者のみなさんへ

料理飲食等消費税 早わかり

免税点の金額は

昭和52年10月1日以後の行為に適用されます。

店の種類		免 税 点		基 礎 控 除	税 率	公給領収証の発行	そ の 他
料理店・小料理店 待合・キャバレー —		な し		な し	10% 1円未満 の税額は 切捨	発行する。	公給領収証に代 わるものとして 検印・検印義務 免除領収証の使 用が認められて いる店もありま す。これらの店 の領収証には、 下記の印刷をし ています。 検 印  検印義務免除 公給領収証 に代わるべ きものとし て承認済 第 号
普通 旅館	宿 泊	1人1泊につき 宿 泊(2食) 4,000円以下 昼 食(1人1回) 2,000円以下 追加飲食費(1人1泊) 2,000円以下		1人1泊 1,500円		課税される場合には 発行する。 ただし、公給領収証 使用免除店では発行 しない。	
	宿 泊 以 外	1人1回 2,000円以下		な し			
指定料理旅館	宿 泊	1人1泊につき 宿 泊(2食) 4,000円以下		1人1泊 1,500円		発行しない	
	宿 泊 以 外	な し					
大衆酒場・すし店 食 堂・レストラン		1人1回 2,000円以下		な し			
出 前・仕 出 し		1人分 2,000円以下					
前 売 食 券 食 堂		1品の価格 1,000円以下					
会社の寮・ク ラ ブ		1人1回の飲食等に要した 経費 2,000円以下					
奉 仕 料 控 除 適 用		旅館、飲食店などで知事の指定を受けたものは、請求される料金(遊興を伴うものを除く)の うち奉仕料(奉仕料率が10%以内のものに限る)には課税されません。					

公給領収証
を必ず受取りましょう。

特別徴収義務者の みなさんへ



忘れず、正しく期限までに
申告、納入しましょう

- ①法人の場合は、会社名及び代表者名、会社印、代表者印
- ②料理店、小料理店、バー、旅館、大衆酒場等
- ③経営の場所
- ④旅館の場合に記入する
- ⑤旅館以外の場合に記入する
- ⑥仕出等による課税分
- ⑦前売食券の課税分
- ⑧課税標準額及び税額の合計
- ⑨免税点適用売上を人数及び料金について正しく記入する
- ⑩その月の使用した領収証の記号、番号、枚数を記入する

公給領収証を必ず渡しましょう

料理飲食等消費税は、皆さんが自主的に申告し納入していただく税金です。申告書には次の要領で記入して提出してください

(記載例)

料理飲食等消費税納入申告書 (昭和52年10月分)

様式第69号

申告納入期限 昭和52年11月30日

昭和52年11月2日		納入場所		銀行		支店	
大阪府 北府税務所長殿		住 ① 所 氏名または名称		大阪市東区大手前之町8番地 甲野太郎 ②			
経営場所		公給領収証使用免除飲食店等の指定		有・無		奉仕料控除適用店の指定	
種 ③ 類		食 堂		名称(屋号)		カッパ浪速	
所在地		大阪市北区永楽町4					
区 分	人員等	課 税 標 準 額	税率	税 額			
旅 宿	宿泊およびこれに伴う飲食						
館	上記以外の遊興・飲食等						
料 理 店 等	料理店等における遊興・飲食等 ⑤	541	1,476.750	134.250	1,342.500	10	134.250
仕 出 等	仕出し等にかかる飲食 ⑥					100	
品	あらかじめ提供品目ごとに料金の支払いを受ける食料等における飲食 ⑦					10	
合 計	⑧	541		1,342.500		110	134.250
免税点適用売上	⑨ 旅館、飲食店等における飲食等	人員	438	料金	514.250		
領 収 証	⑩ 種類	使用枚数	種類	使用枚数	備 考		
記号	番号	枚数	記号	番号	枚数		
D	121.221	80 枚			(うち書損 枚)		
D	121.300	(うち書損 1 枚)			(うち書損 枚)		
D	121.301	76 枚			(うち書損 枚)		
D	121.376	(うち書損 2 枚)			(うち書損 枚)		
		枚			(うち書損 枚)		
		枚			(うち書損 枚)		
		枚			(うち書損 枚)		

特別徴収義務者の みなさんへ

帳簿にはつぎのことを記帳してください。

- ① お客さんの利用年月日
 - ② 日ごとの客数
 - ③ 飲食物の品名、数量
 - ④ 飲食物の仕入年月日
仕入価格
 - ⑤ 仕入先
- なお、お客さんの組ごとに
売上伝票をつけてください。

料理飲食等消費税早わかり

免税点の金額は

昭和52年10月1日以後の行為に適用されます

店の種類	免税点	基礎控除	税率	公給領収証の発行
料理店・小料理店・待合・キャバレー・バー	なし	なし		発行する
普通旅館	1人1泊につき 宿泊(2食) 4,000円以下 昼食(1人1回) 2,000円以下 追加飲食等(1人1泊) 2,000円以下	1人1泊 1,500円	10%	課税される場合には発行する
指定旅館	1人1泊につき 宿泊(2食) 4,000円以下	1人1泊 1,500円	1円未満の税額は切捨	ただし、公給領収証使用免除店では発行しない
大衆酒場・すし店・食堂・レストラン	1人1回 2,000円以下			
出前・仕出し	1人分 2,000円以下	なし		
前売食券食堂	1品の価格 1,000円以下			
会社の寮・クラブ	1人1回の飲食等に要した経費 2,000円以下			発行しない
奉仕料控除適用店	旅館、食堂等で知事の指定を受けたものは、請求する料金(遊興を伴うものを除く)のうち奉仕料(奉仕料率10%以内のものに限る)には課税しない。			

村税メモ

昭和五十二年度、村府民税第三期分の納期は十月末日です。本月も次の通り各地区へ出張徴収にお伺いします。この機会にぜひお納めください。

なお、固定資産税第一・二・三期分及び軽自動車税の未納のある場合は当日併せて納付ください。

出張徴収日と場所

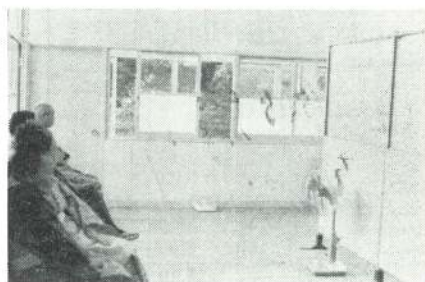
月 日	時 間	場 所
10月27日 (木)	午前9時～正午	森屋青年会場
	午前9時～正午	水分 公民館
	午前9時～正午	川野辺集会所
	午後1時～午後4時	二河原集会所
	午後1時～午後4時	桐山金泉寺
10月28日 (金)	午前9時30分～午後1時	千早農協出張所
	午前9時～正午	中津原集会所
	午前9時～正午	小吹合小学校
	午後1時～午後4時	上東阪集会所
	午後1時～午後4時	下東阪集会所

奥千早診療所

移 転

奥千早は山間へき地で、無医地区であり医療機関より遠隔地のため、特に冬季の積雪道路の凍結時には治療を充分に受けられず、早くから出張診療が要望され、昭和四十二年に奥千早診療所が開設されました。

しかし豆腐組合事務室を借り、また狭隘であったので地域医療体



待 合 室

制の拡充強化が望まれていました。そこで元多聞幼稚園(千早一八四番地の一)を工事費一五〇万円を以て改造整備し、去る九月十三日より診療を開始しました。

昭和五十一年度の奥千早診療所での受診件数は一二三〇件に及び、診療所全件数 四八一九件のうち、



街を自然を美しく
吸いからの投げ捨てはやめましょう。

Smokin Clean



ごみの区分収集にご協力を!!

みなさんの家庭から出される「ごみ」は、南河内清掃施設組合で処理しておりますが、最近粗大・不燃焼ごみと一般(台所用)ごみを混合して、持ち出される家庭が多く、処理業務に大変な苦勞をしています。

週二回(火・金曜日)収集のごみは、あくまでも一般家庭から排出する可燃物ごみであり、これ以外のごみは絶対に持ち出さないでください。

粗大ごみは、毎月第四木曜日と持っておりま。今後「ごみ」を持ち出される方は次のごみ区分表をご参考ください。

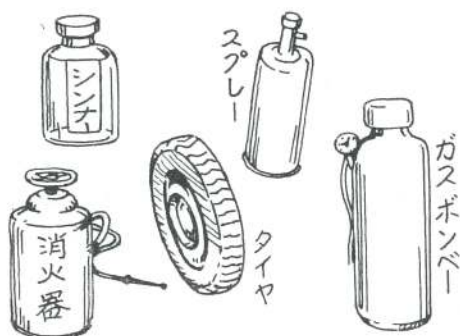
区 別	ゴ ミ の 種 類	処理方法
粗大・不燃焼ゴミ (毎月1回)	缶類・陶器類・扇風機・冷蔵庫・掃除機・畳・テレビ・ラジオ・洗濯機・ハカリ・ステレオ・電気器具一式・水屋・机・椅子・タンス・下駄箱・本箱・家具・建具類・自転車等	高速ハンマーにて 破砕処理
一般(台所用)ゴミ {週2回収集}	炊事用ゴミ・ダンボール・靴・新聞束・雑誌束・ドンゴロス・カマス・ボロ(布)・ふとん・オモチャ(燃える人形)・靴・カーペット・日用雑貨品・ビン類・ガラス	焼却処理
収集できないゴミ	ガスボンベ・タイヤ・オガクズ・色粉・塗料・ソファ等のスプリング・工場・事業所から出る産業廃棄物	処理不能

二五%の多きを数えその使命を達成しています。今後も地域住民の連帯化は、より高度の医療と健康管理の一体にあるとの観点に基づき、自治体診療所としての機能を充分発揮するため、その施設拡充と施策を講じていきます。



診 察 室

なお、水分を多量に含んだ台所用のごみは水をきってから出し、ビニール袋か紙袋などに入れ、収集が容易にできるよう、片手でさげられるような重さとし、袋の口をしっかりと、くくって持ち出してください。



収集できないゴミ

※ご近所に迷惑をかけるためにもごみを持ち出される方は収集日の当日早朝にお出しください。皆さんのご協力をお願いします。

◇ゴミ収集日を変更 10月18日(火)の一般ゴミ収集日を19日(水)に変更いたしますので、収集日をお間違えのないようご協力ください。

小さな善意が一千億円

満30歳を迎えた『赤い羽根』

共同募金運動も、こととして三十年を迎えました。

この間に寄せられたお金は、ざっと千四億円。

一万円札を積み上げると九百四十三メートル。東京タワーを三つ積み重ねた高さになります。

このお金は恵まれない環境にある人達が幸せになるように児童福祉施設やからだの不自由な人たちの施設などに贈られています。

今後、わたしたちのあたたかい愛の手で、不幸な人、恵まれない人を助けあいましょう。



共同募金
紅い羽根

千早赤阪村共同募金会

職員採用 (上級・初級)

●受付 10月24日
●試験日 11月5日
●試験職種及び採用予定人員
上級行政職 若干名
初級行政職 若干名
●受験資格
○上級職(大学卒)
昭和26年4月2日から昭和31年4月1日まで
●初級職(高校卒)
昭和31年4月2日から昭和35年4月1日まで
●試験内容
右記いずれも昭和51年3月以降卒業したもの及び昭和53年3月卒業見込みのもの
●問い合わせ先
試験案内・試験申し込み用紙・その他お問い合わせは
千早赤阪村役場総務課
TEL 210081 まで

高令者雇おう生かそう知識と経験

中高年令者雇用促進月間

十月一日～十月三十一日

河内長野公共職業安定所

10月は中高年令者雇用促進月間です。

近年、わが国の人口構成は欧米に比べて四倍のスピードという異状に早いテンポで高齢化社会に移行しています。

おかれてはこの主旨を十分ご理解いただき、中高年令者、とりわけ中高年令者の雇用には積極的なご協力をお願いいたします。

〔中高年令者の雇用率制度と各種奨励措置〕

〔中高年令者雇用率制度〕

若年者だけでは労働力を補うことができない中高年令化社会の状況や、中高年令者に働く場を与えるために自主的に努力を怠らないで、積極的に中高年令者の雇用の促進に関する特別措置法が昨年改正されて企業全体の従業員数に六〇％の雇用率が義務づけられております。従って企業は中高年令者を積極的に雇用するよう努めるとともに雇用率の維持向上に努力しなければなりません。

〔定年延長奨励金〕

定年年令を五十六歳以上引き上げた事業主に対し一定の条件に基づき支給されます。

〔継続雇用奨励金〕

六〇歳以上の定年制を実施している事業主であって、定年到達者をその後も継続して雇用する事業主に対して支給されます。

〔中高年令者雇用奨励金〕

公共職業安定所の紹介により中高年令者を雇入れた事業主に支給されます。

〔職場適応訓練制度〕

公共職業安定所が事業主に依頼し中高年令者が職場の作業環境に適応するまで(約六ヶ月間)事業主に委託料、訓練生に訓練手当が

支給されます。

その他、雇用保険料の免除・事業所税の減免等があります。

中高年令者の雇用についての相談は河内長野公共職業安定所

(電話二二五三三〇八)

にお問い合わせください。

無料税務相談所

の開設について

十一月十一日から十七日まで「みんなで税を知る週間」です。村や、南河内府税事務所、富田林税務署は、合同で、この期間中左記場所に無料税務相談所を開設し、村・府・国のすべての税金について、ご相談をお受けします。なお、各会場では、税理士の方もご相談に応じますので、お気軽にご利用ください。

無料税務相談所会場及び日程

開設月日	所在地	名称
11月11日(金)	富田林市若松町1丁目	西友 富田林店 ☎ 07212 (5) 1313
11月14日(月)	羽曳野市南恵我之荘3丁目	羽曳野市支所(高鷲支所) ☎ 0729 (55) 0583
11月15日(火)	河内長野市市町	西友 千代田店 ☎ 07215 (4) 3501
11月16日(水)	藤井寺市岡町2丁目	ダイヤモンドショッピングセンター ☎ 0729 (39) 8851

わが家の地震対策

△家にいて
グラツときたら▽

※すばやく火の始末

グラツときたときに、あなたの身のまわりに火気があったら、あなたは何よりも火災の発生をくい止めなければなりません。

どうして立っていることが不可能な揺れでも、はつても火を消しに行かねばなりません。

地震が起きたとき、あなたとあなたの家族の生命、財産を守るためには、少なくとも、わが家からは火の手をあげないという決意が必要なのです。

◎「火を消せ」!! と大声で声をかけよう。

◎使用中の石油ストーブはすばやく火を消す。

◎ガスストーブやガスレンジなどは元栓をしめる。

◎電気器具はコードの差し込みをぬく。

とっさのときにはこうすべしとふだん考えていても、大地震に襲われれば、恐怖のあまり身がすくんでしまい、なにもできないかも知れません。そのようなときは、「火を消せッ!」というかけ声が立ち直りのきっかけになります。※あわてて外にとび出すな。反射的に外にとび出すのは屋根

瓦や窓ガラスの破片などが落ちてきてかえって危険です。これは大きいとつさに判断したら、丈夫な家具(テーブル・机・ベッドなど)の下にもぐりこむなり、柱の多いところ(トイレ・押し入れなど)に身を寄せましょう。倒れやすい家具(たんすや本棚など)のそばは避け、そして周囲の様子を見とどけることが大切です。



どんなに大きな地震でも、大ゆれは一分ぐらいでおさまるといわれています。ですから、あわてないうで、次にすべき行動を自分自身にいいきかせることです。

二階にいるときでもその場で身の安全をはかるようにします。一般に、一階より二階の方が安全だといわれています。あわてて階段をかけおりたり、窓からとびおりたりしないことです。逆に、階下はつづれやすいので、揺れがおさまったら早目に避難しましょう。

※習慣づけようこれだけは

どんなに小さな地震でも、すばやく火元を消す行動をとっていけば、それが習慣となって、いざというときに役立ちます。

家全体がゆがむと、戸や窓が開かなくなつて、緊急避難ができなくなります。逃げるに逃げられないといったことのないように、日頃から避難口を決めておき、グラツときたらそこをすぐに開けられる習慣をつけておきましょう。

△もし震災が
発生したら▽

※近所ぐるみの消火活動

大地震のときには、火災が発生しても、消防車による消火活動は一応ないものと考えておきましょう。大混乱の状態では、消防隊は来るに遅れないからです。

わが家からにして、近所からにしろ、もし万一火災が発生したらわたしたちは自ら立ちあがって火事の初期の段階に火を消しとめてしまおうという消火活動に全力をあげなければならず、それには近所ぐるみ、町ぐるみの協力が必要です。

消火は、一人や二人の手に負えるものではなく、また、地震の大揺れのあと自分のことだけにまわけていけば、結局は大きな被害を受けることになるからです。



こうむることになるからです。火が出たら、大きくしないために隣近所が一致協力して全力をあげ消火にとりくむこと以外に被害を小さくする方法はありません。

救護活動や衛生の保持、状況の正確な判断などにも協力が必要で

※秩序を守りデマにまような



地震という異常な混乱時には、デマが流れやすいので、トランジスタラジオなどで正しい地震情報をよく聞き、自分勝手な一人よがりはやめましょう。

お互いに他人の迷惑を考え、助け合つて秩序を保つ心がけが大切です。

千早赤阪村

母子家庭給付金

申請について

◆受けられる人

母子家庭(配偶者のない女子)において現に児童(十八歳に満たない者)を養育している人で、十月一日現在、引き続き六ヶ月以上村内に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている人に対して支給します。

◆給付金の額

児童一人を養育しているとき
年額 八、〇〇〇円
児童二人を養育しているとき
年額 一二、〇〇〇円

児童三人以上を養育しているとき
年額 一五、〇〇〇円

◆給付金の申請及び時期

給付金の申請を十一月一日から十一月二十九日までの間、受付します。印鑑持参の上役場住民課福祉係までお越しください。

善意銀行

暖かい愛情こもる預託を「老人福祉に役立ててください」といっていただきました。

一金二三四、四六〇円也

大阪市西成区花園北一丁目二一六

吉田 實殿

預託者のご厚志に厚く感謝いたします。お預り致しました善意は必ず目的に最大の効果があがりますよう活用させていただきますと存じております。

祝電はお早目に

「二一五番」

結婚式のシーズンです

お祝電報は、週末・祝日・大安日は前日から祝電の受付が大変混みあいます。10日前からの予約受付は(配達日指定3日前まで受付、一五〇円割引)を利用ください

日本電信電話公社
大阪中央電報局